

質疑・回答書

告示番号		件名	豊中市岡町北店舗ブロック塀改修工事その2
No	質疑事項	回答	
1	現場説明書に現場着手予定日は令和2年2月10日とありますが、それまでに現場着手できない理由があるのでしょうか。	現場着手予定日はフェンスの製作期間を見込んで令和2年2月10日としていますが、フェンスの製作期間が短縮された場合における現場着手予定日については、監督職員との協議によるものとします。	
2	4-4断面詳細図で、ブロック1段残しになっていますが、やむを得ず破損してしまった場合や施工上補強が必要な時は受注者の責任になるのでしょうか。	存置するブロック塀については破損しないよう丁寧に作業を行うものとし、万が一破損した場合の補修は本工事に含むものとします。なお、設計時点で存置ブロック塀への補強は想定していませんので、補強が不要となるようフェンスの選定を行うものとします。	

豊中市総務部契約検査課 TEL 06-6858-2075・2076
 FAX 06-6858-7225
 E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp